

2015年6月5日（金） まずは、知らなきゃね！

～東日本大震災を経て～「今、伝えたいこと」

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から4年が過ぎました。

以前から原発事故の危険性を考えてきたつもりでも、3・11の直後は、起きてしまった過酷事故の現実のなかで、福島やその周辺だけでなく、東京もどうなってしまうのだろうかという不安の中にいました。当時のことを思うと、今の東京の日常は、まるで何事もなかったかのようです。

私は、高木基金の事務局として、福島原発事故の原因分析や放射能汚染の調査、被災者の救済や原発運転差し止めを求める裁判などにも関わってきました。それとともに別のNPOの活動を通じて、被災した東北三県の高校生の支援として、奨学金を支給する仕事にも関わっています。三陸地方はこれまでも大きな津波に見舞われてきた歴史がありますが、その後の4年間の経過を見ても、福島と宮城、岩手の違いをつくづく感じます。その違いの原因は、原発事故が地域社会に与えたダメージの深刻さに他なりません。今回の講演では、まずあらためて福島原発事故の被害について振り返るために、私も参加している民間のシンクタンク「原子力市民委員会」のレポートを紹介します。このレポートでは、被害の全体像をとらえ、そこから「人間の復興」を目指すという方向性を示しています。

近い将来に発生が予想されている南海地震などの災害にどう備えるかを考える上でも、今後の原発政策をどうするべきか、市民一人ひとりが考え、社会としての判断をしていかなければならないと思います。そのための材料として、ぜひみなさんに注目して頂きたい三つのことをこの講演でお話ししたいと思います。

その一つは、福島原発事故からわずか一ヶ月程で、伊勢市長が中部電力に提出した申入書です。当時の菅総理が浜岡原発の運転停止を要請するよりも先に、伊勢市長は、“神宮のお膝元を預かる”という立場から、浜岡原発の運転停止を求めています。詳しくは当日お話ししますが、このことは非常に意義の深いことだと思っています。

二つ目は、ドイツの倫理委員会の報告書です。ドイツのメルケル政権は、福島原発事故を受けて脱原発に舵を切りましたが、その政策転換に重要な役割を果たしたのがこの報告書で、キーワードは「持続可能性と責任」です。

三つ目は、大飯原発の運転差し止めを命じた福井地裁の司法判断です。原発の是非に関わる裁判所の文章ですが、極めてわかりやすく問題点が整理されています。一部の新聞などは、「司法の暴走」というような言い方で、福井地裁の判断を批判していますが、本当にそのようなものなのか、みなさん自身が読み、考え、判断していただきたいと思っています。

ぜひ多くの方に参加していただき、みなさんのご意見やご感想をうかがう中で、これらの問題について、考えを深めていきたいと思っています。

高木仁三郎市民科学基金 事務局 菅波 完

ご興味のある方はぜひご参加ください。